(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校施設の有効活用に関する規程第6条の規定に基づき佐世保工業高等専門学校(以下「本校」という。)における弾力的な教育研究活動を行うための教育研究スペース(以下「共用研究スペース」という。)の確保及び管理運営について、必要な事項を定めるものである。

(共用研究スペース)

第2条 共用研究スペースとは、従来の学科(本科)、専攻科など個別組織単位のための 専用施設でない、全学共用の教育研究を行うスペースをいう。既存の共同利用施設のう ち共用研究スペースに含まれるものは、別表に掲げる施設をいう。

(共用研究スペースの確保)

- 第3条 校舎等の新築、増築及び改修(以下「新増築等」という。)を行う場合は、共用 研究スペースを確保しなければならない。
- 2 校舎等の新増築等に伴い、跡地スペース(新増築されることになる校舎等に入居する 予定の教員及び学生等が当該入居前に使用している部屋等をいう。以下同じ。)が生じ る場合は、その一部を共用研究スペースとして確保するものとする。

(面積規模)

- 第4条 共用研究スペースの面積規模は、原則として新増築することとなる全体整備面積のうち、廊下、ホール、便所等共通使用部分を除いた面積の20%を原則とし、改修の場合は、調査結果により佐世保工業高等専門学校施設整備委員会(以下「委員会」という。)で定める。ただし、全体面積が小規模、又は特殊な用途を目的とする場合は、この限りではない。
- 2 跡地スペースを共用研究スペースとして確保する場合の面積規模は、当該跡地スペースが存する施設の長等と委員会で協議のうえ、校長が定める。
- 3 大規模改修時における共用研究スペースの確保及びその割合については、当該改修内容に基づき、委員会の議を経て校長が定める。

(共用研究スペースの貸与)

第5条 本校の共用研究スペースは、教育研究を目的として使用する本校の教職員に対し校長が貸与するものとし、その許可に当たっては、委員会の議を経て校長が決定するものとする。ただし、地域共同テクノセンターに属する共用研究スペースの許可に当たっては、地域共同テクノセンター運営委員会の議を経て地域共同テクノセンター長が決定するものとする。

(教育研究チームの選定・決定)

- 第6条 委員会は、共用研究スペースを使用する教育研究チームの公募を行う。
- 2 共用研究スペースを使用することができる者は、独創的、学際的、先端的な研究等を 行う教育研究チームとし、概ね次のようなものをいう。

- 一 学外との共同研究又は受託研究で共用研究スペースを占有して研究する必要があること。(原則として、当該研究期間中とする。)
- 二 科学研究費補助金による研究プロジェクト(原則として、科学研究費補助金の採択 期間とする。)
- 三 外部資金の獲得が期待できるプロジェクト
- 四 特に優れた教育・研究実績がある研究グループ又は個人
- 五 先端的・独創的研究のプロジェクト
- 六 教育関係プロジェクト(少人数教育等)で、共用研究スペースを占有する必要があること。
- 七 その他委員会が認めた事由で使用するとき。
- 3 共用研究スペースの使用を希望する場合は、教育研究チームの代表者が使用申込書(別記様式第1号)を委員会に提出しなければならない。ただし、代表者が学外者である場合は、研究チームの一員である本校の教職員が使用を申し込むものとする。
- 4 委員会は、前項の申し込みの中から教育研究チームを選定し、校長が決定する。 (使用の取り消し)
- 第7条 委員会は、共用研究スペースの使用を許可された者(以下「使用者」という。) がこの規程及び使用許可条件に違反した場合には、校長にその旨報告する。校長は、報 告を受けたときは、内容について検討のうえ、使用の許可を取り消し、又は使用を中止 させることができる。
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、本校において特別の必要が生じた場合及び共用 研究スペースの運営上特に支障がある場合は、校長にその旨報告する。校長は、報告を 受けたときは、内容について検討のうえ、使用の許可を変更し、又は取り消すことがで きる。

(使用期間)

- 第8条 使用期間は、原則として3年を上限とする。
- 2 継続使用を希望する場合は、新たに応募手続きをとり、使用の許可を受けなければならない。ただし、この場合の使用期間は、2年間を限度とする。
- 3 使用者は、使用の許可を受けた後、使用期間を変更し、又は使用を中止しようとする ときは、直ちに届け出て委員会の審議・了承を経て校長の許可を受けなければならない。
- 4 使用者は、使用を中止するとき、又は許可された使用期間が満了したときは、共用研究スペースを原状に回復のうえ、明け渡さなければならない。

(工作物・設備費)

第9条 共用研究スペースにおける実験及び研究に必要な工作物・設備等の設置及び撤去 に要する経費は、使用者の負担とする。

(管理運営)

- 第10条 第6条第2項第1号より第3号の共同研究、その他研究プロジェクトで共用研究スペースを使用するときは共用研究スペース使用料(光熱水料を含む)を負担するものとし、負担できないときは使用できないものとする。
- 2 前項の負担額は、総務課において別に定める。

- 3 共用研究スペースの補助監守者(火元責任者)は、当該共用研究スペースを使用する 使用者とする。
- 4 使用されていない共用研究スペースの補助監守者は、当該共用研究スペースの所属施 設の長が定めた補助監守者とする。

(使用上の義務)

- 第11条 使用者は、施設及び備品を常に適切な管理の下に注意をもって使用しなければならない。
- 2 使用者が、故意又は重大な過失により共用研究スペースの設備及び備品を損傷し、又は滅失し、若しくは許可条件に違反したことにより損傷を与えたときは、使用者は、これを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償しなければならない。
- 3 使用者は、貸与された共用研究スペースの使用状況を毎年点検評価し、報告書(別記様式第2号)を委員会へ提出しなければならない。
- 4 使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 一 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
 - 二 第10条第1項の共用研究スペース使用料及び研究等にかかるその他の経費は使用者が負担すること。
 - 三 研究等の遂行上、共用研究スペースに変更を加えるときは、事前に委員会の許可を得ること。
 - 四 前号の変更にかかる費用は、使用者が負担すること。

(事務)

第12条 共用研究スペースに関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、共用研究スペースの運用に関し必要な事項は、 委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。